

主 眼 事 項 及 び 着 眼 点

| 主 眼 事 項 | 着 眼 点 | 根拠法令等 |
|------------|--|--|
| 4 指定変更等手続き | (1) 自立支援医療の種類の変更の手続きが適正に行われているか。 (2) 指定事項の変更の手続きが適正に行われているか。 (3) 指定の更新の手続きが適正に行われているか。 (4) 業務の廃止、休止、再開に係る手続きが適正に行われているか。 (5) 処分を受けたときの届出が適正に行われているか。 | 法第59条 法第60条 法第64条 法第65条 政令第40条 省令第61条 省令第62条 省令第63条 省令第64条 |
| 第4 その他 | (1) 自立支援医療費の請求は適正に行われているか。 ① 自立支援医療費の支給の範囲は、受給者証に記載されている医療に関する費用に限られているか。 ② 健康保険診療報酬点数表を用いて算定されているか。また、高齢者の医療の確保に関する法律の対象者の更生医療については、高齢者の療養の給付に関する費用の額の算定方法及び診療方針の例によって行っているか。 (2) 負担上限月額が設定されている受診者等について、適切に自己負担の徴収をしているか、また、自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。 ① 適切に自己負担を徴収しているか。 ② 自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。 (3) 所得区分が中間所得層であるため負担上限月額が設定されていない者について、医療費総額の1割相当額が医療保険の自己負担限度額（高額療養費基準額）を超えた場合は、高額療養費基準額を徴収しているか。 | 法第58条 育成実施要綱第4 育成実施要綱第6 更生実施要綱第5 更生実施要綱第7 育成実施要綱第4 更生実施要領第4 法第68条 認定通則第7 認定通則第11 認定通則第11 |

(注1) 平成19年4月26日付け障発第0426001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」別添1「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」の別紙「主眼事項及び着眼点（指定自立支援医療機関）」に記載された事項に本県独自の着眼点（下線部）を追加。

(注2) 根拠法令等の欄は、次のとおり、一部省略記載あり。

法：障害者総合支援法

政令：障害者総合支援法施行令

省令：障害者総合支援法施行規則、

療担規程：指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（H18厚告65号）

認定通則：自立支援医療費支給認定通則実施要綱（H18障発第0303002号通知別紙1）

実施要綱：自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定実施要綱（H18障発第0303002号通知2・3）

指定要領：指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領（H18障病発第0303005号通知）